

抜 粋

韮崎市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

令和6年3月

韮 崎 市

第8章 韮崎市 権利擁護支援・成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

平成12年4月に介護保険制度が導入され、老人福祉制度等による措置から、契約へと手続の大転換がされた際、社会保障の両輪として整備された成年後見制度は、以来20数年に渡り制度の普及を図ってきました。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある方たちを社会全体で支え合うことが、超高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの方たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進計画（以下「国促進計画」）を勘案して、当該市町村の区域における利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

国においては現在第2期国促進計画が施行されており、全国的に総合的かつ計画的な推進体制の拡充が求められています。

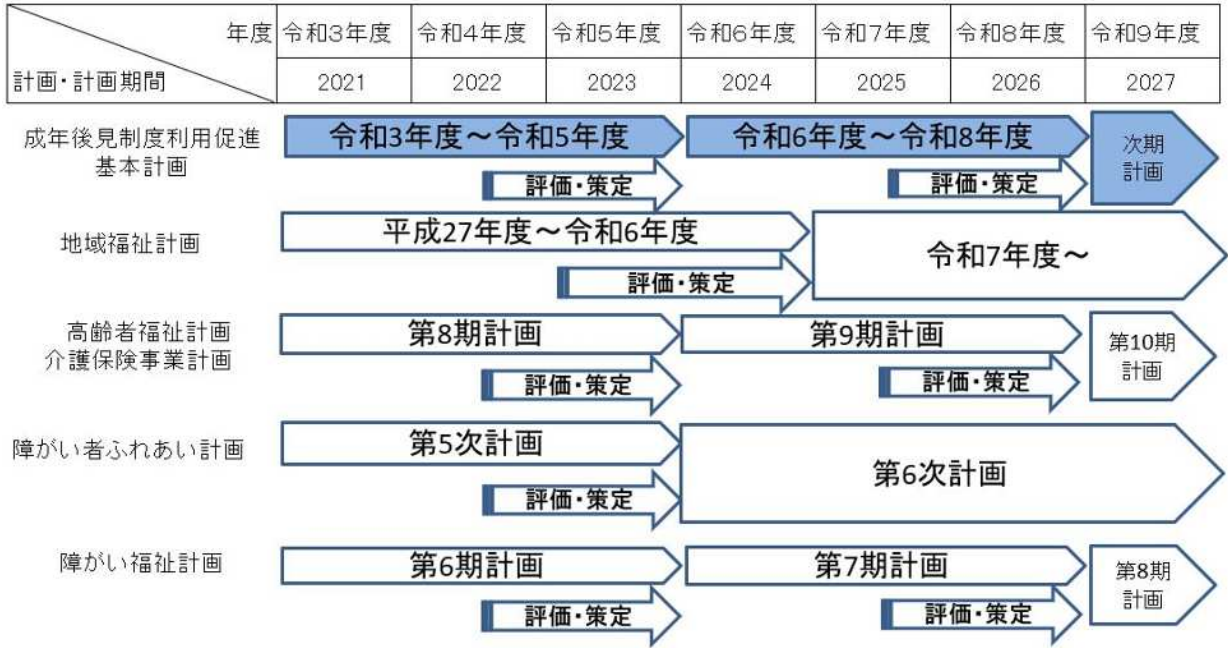
本市では、令和3年度より第1期韮崎市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市促進計画」）を施行し、成年後見制度利用における広報啓発、相談機能を中心とした権利擁護支援体制の充実を図ってまいりました。

この度、市促進計画の再評価を踏まえ、成年後見制度の利用促進だけでなく、虐待や権利侵害についても支援ができる中核的な概念である「権利擁護支援」体制の包括的な施策の展開を目的に、第1期計画から名称変更を行い「第2期権利擁護支援・成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

第2節 計画の期間

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

本計画は、福祉関係計画の権利擁護部門を一体的に取りまとめるものとし、各計画の評価・策定期間に合わせて検証・見直しを行っていきます。



第3節 計画の位置づけ

本計画は、促進法第14条の市町村の講ずる措置となる計画です。策定にあたっては、国促進計画を勘案する中で、荏崎市地域福祉計画を上位計画とし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）、第6次障がい者ふれあい計画、第7期障がい福祉計画の権利擁護に関する施策との整合を図ります。

第4節 計画の策定体制

本計画は、市民や有識者、関係団体、関係機関等で構成された荏崎市成年後見制度利用促進協議会が中心となり、検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に合わせた65歳以上の市民と、介護保険サービス提供事業者を対象に実施したアンケート調査や、障がい者関連計画に合わせた障がいのある市民、障がい福祉サービス事業者からのニーズの把握、意見の収集に努めました。

なお、計画の評価及び進行管理については、中核機関を中心に現状把握や課題検討を行い、荏崎市成年後見制度利用促進協議会において計画の進捗把握、評価を行っていきます。

第5節 基本目標

本計画の基本目標を、前計画からの流れを汲み、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク拡充」とし、基本目標のもとに施策・事業を展開していきます。

基 本 目 標

権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充

本市において権利擁護支援を必要とする方やその支援者が、成年後見制度を利用することで「本人の財産の保護や虐待等の権利侵害から守られる」との理解を深めたうえで、適切に制度を活用し、地域住民、保健、医療、福祉、司法等を含めた地域連携ネットワークの構築と、中核機関体制整備による支援制度の利用促進を進めていきます。

第6節 計画の体系

基本目標	施策・事業
権利擁護支援の 地域連携ネットワークの拡充	1 地域連携ネットワークの推進体制の充実
	2 中核機関体制整備による利用者の権利行使支援と 権利回復支援の実施

第7節 施策・事業

(1) 地域連携ネットワークの推進体制の充実

本市において成年後見制度や権利擁護支援を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、中核機関体制を中心に構築された、地域連携ネットワークの充実に取り組んでいきます。

①基本的な考え方

地域連携ネットワークの以下の3点の役割を念頭に、既存の保健、医療、福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを充実させていきます。

1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けていきます。

2) 早期段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について身近に相談ができるよう、窓口等の体制の強化を進めていきます。

3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の強化

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を強化していきます。

②基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2点の基本的仕組みを有するものとします。

1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

既存の地域見守り体制の中で、権利擁護が必要な人を地域において発見し、必要な支援につなげる機能を強化します。

2) 地域に根差した官民共同の「協議会」体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域住民、法律・福祉の専門職集団や関係機関がこれらのチームをバックアップする韮崎市成年後見制度利用促進協議会体制を推進します。また高齢者見守りネットワーク協議会（高齢者虐待防止）とも連動し、予防も含めた見守り体制の強化を目指します。

(2) 中核機関体制整備による利用者の権利行使支援と権利回復支援の実施

本市においては、市促進計画に基づき、地域において成年後見制度等権利擁護支援の総合相談窓口として、中核機関体制を整備し、3年間の取組を行ってまいりました。今後も段階的・計画的に体制の拡充を進めていきます。

①基本的な考え方

1) 中核機関の体制について

本市においては、中核機関の機能を韮崎市社会福祉協議会と市関係課（長寿介護課・福祉課）が一体となり、事務局運営していく体制を整備しています。

2) 中核機関の具体的機能について

本市における中核機関体制については以下の3点の具体的機能を果たしていきます。

i) 司令塔機能

地域連携ネットワークの統括、第二期権利擁護支援・成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理を行います。

ii) 事務局機能

協議会の運営、成年後見制度利用支援事業、虐待防止事業の推進を行います。

iii) 進行管理機能

ア) 広報機能

- ・地域における効果的な広報活動推進の為、リーフレット作成、市民、関係者向けの研修会やセミナー企画等の広報啓発活動を行います。

イ) 相談機能

- ・権利擁護支援の総合相談窓口として、相談体制の強化を行います。
- ・支援方針の検討、意志決定支援による権利行使の支援や、虐待対応等による権利回復支援を、中核機関体制を中心としたチームで支援します。
- ・専門職との連携によりニーズの見極めやアセスメントを行っていきます。
- ・日常生活自立支援事業や生活困窮自立支援事業との連携により利用者の状態変化に応じて適切な支援に移行できるよう努めていきます。

ウ) 利用促進機能

- ・本人や親族等の申立手続に関する支援を行い、申立に関する負担軽減を図ります。
- ・親族申立や市長申立における支援方針検討会議（受任調整の仕組み）を開催し、適切な申立、候補者のマッチングを支援していきます。

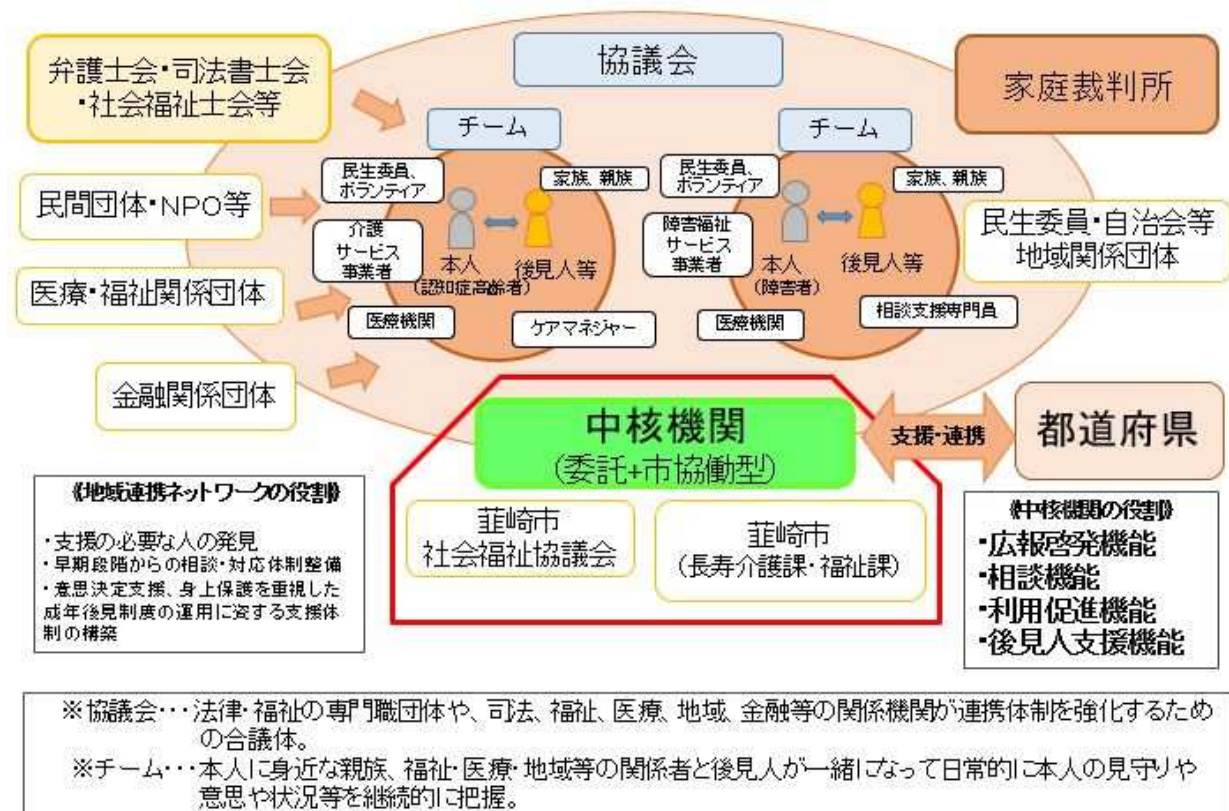
エ) 後見人支援機能

- ・後見人選任後、後見人からの相談受付や専門職との連携、後見人に対するニーズ調査等により安定した後見活動を支援していきます。
- ・家庭裁判所との連携により、地域の実情に応じた支援体制の相談や、状態変化に伴う類型変更相談にも対応していきます。
- ・市民後見人の養成について、地域の実情に合わせた体制の検討を、県と連携し行っていきます。

②基本的仕組み

成年後見制度の利用について、必要な人が制度を利用できるよう、本市において、下図の通り中核機関を中心に権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

地域連携ネットワークとその中核となる機関のイメージ



抜 粋

韮崎市
高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）
策定のためのアンケート調査

調査結果報告書

令和8年3月

韮 崎 市

1. 調査の目的

本調査は、「韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の策定にあたり、高齢者の生活実態や要望・課題と、介護保険サービス提供事業者のサービス提供状況や事業展開の意向等を把握する基礎資料とするために実施した。

2. 調査の内容

（1）第1号被保険者（65歳以上の方）の意向調査

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ◎ 本調査に回答いただく方について | ◎ 対象者ご本人について |
| 1. 対象者のご家族や生活状況について | 2. からだを動かすことについて |
| 3. 食べることにについて | 4. 毎日の生活について |
| 5. 地域での活動について | 6. 就労について |
| 7. たすけあいについて | 8. 健康について |
| 9. 認知症にかかる相談窓口の把握について | |
| 10. 市が実施している高齢者福祉施策や介護予防施策について | |

（2）在宅介護実態調査

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ◎ 本調査に回答いただく方について | |
| 1. A票：対象者ご本人について | 2. B票：主な介護者の方について |

（3）介護保険サービス提供事業者意向調査

3. 調査の設計

（1）第1号被保険者（65歳以上の方）の意向調査

対 象 者：要介護認定を受けていない65歳以上の方
 標 本 数：2,497人
 調査方法：郵送配布－郵送またはWEB回収
 調査期間：令和7年12月5日～12月26日

（2）在宅介護実態調査

対 象 者：要支援・要介護認定を受け、自宅で介護を受けている方
 標 本 数：830人
 調査方法：郵送配布－郵送またはWEB回収
 調査期間：令和7年12月5日～12月26日

（3）介護保険サービス提供事業者意向調査

対 象 者：介護保険サービスの提供事業者

標 本 数：24 件

調査方法：郵送配布－郵送または WEB 回収

調査期間：令和7年12月5日～12月26日

4. 回収結果

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
第1号被保険者（65歳以上の方）の意向調査	2,497 人	1,601 人	64.1%
在宅介護実態調査	830 人	443 人	53.4%
介護保険サービス提供事業者意向調査	24 件	13 件	54.2%

5. 注意事項

・市民向けの各調査結果で用いている分析軸の分類は、以下のとおり。

（1）第1号被保険者（65歳以上の方）の意向調査

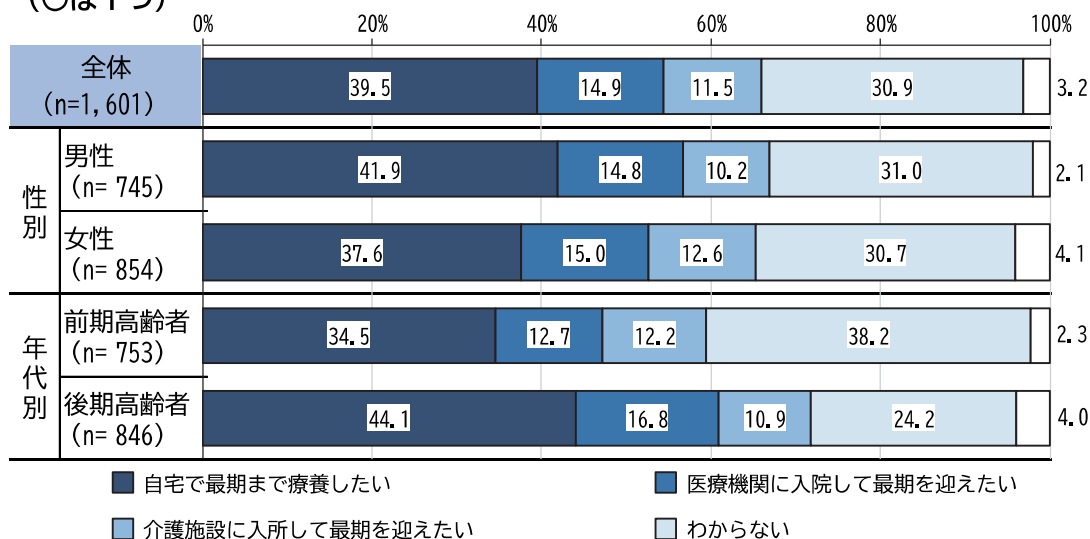
性別	・ 男性 ・ 女性
年代別	・ 前期高齢者：65～74 歳 ・ 後期高齢者：75 歳以上

（2）在宅介護実態調査

性別	・ 男性 ・ 女性
年代別	・ 要支援1～2の認定を受けている方 ・ 要介護1～2の認定を受けている方 ・ 要介護3～5の認定を受けている方

- ・ 回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合がある。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しない場合がある。
- ・ 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合がある。
- ・ グラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表す。
- ・ 性別および年代別、要介護度別のグラフに対するコメントは、それぞれ5.0ポイント以上の差がある回答についてのみ掲載している。また、回答件数が20件未満のものについてはコメントを割愛している。

問 41 人生の最期を想定した際、ご自身の過ごし方について、どのような希望をお持ちですか。
（○は1つ）

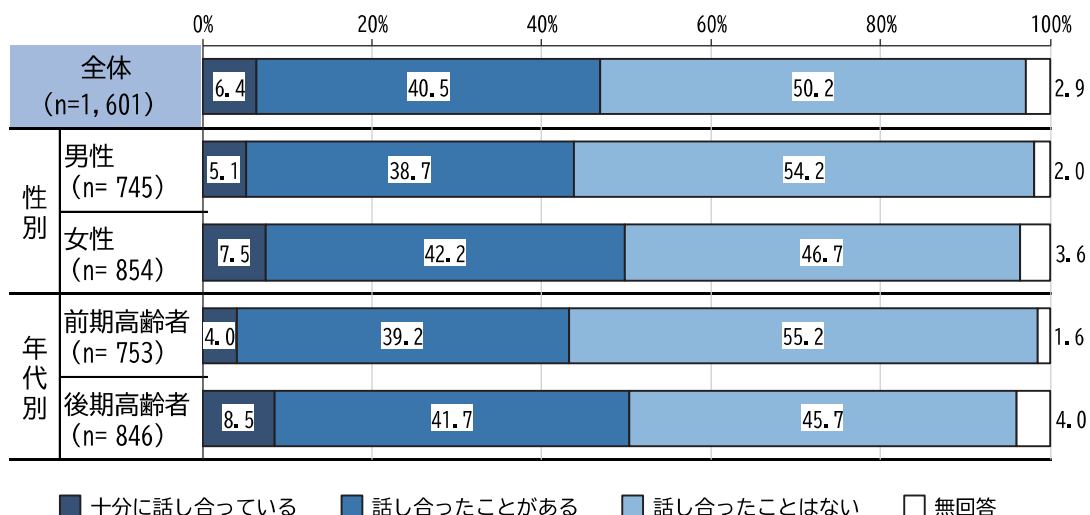


自身の人生の最期の過ごし方について、どんな希望を持っているかについては、「自宅以最期まで療養したい」が39.5%と最も多く、次いで「わからない」が30.9%、「医療機関に入院して最期を迎えたい」が14.9%などとなっている。

性別でみると、男性において「自宅以最期まで療養したい」が41.9%と多くなっている。

年代別でみると、前期高齢者において「わからない」が多くなっている。後期高齢者においては「自宅以最期まで療養したい」が44.1%と多くなっている。

問 42 人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがありますか。（延命治療、財産管理、葬儀のこと等）（○は1つ）



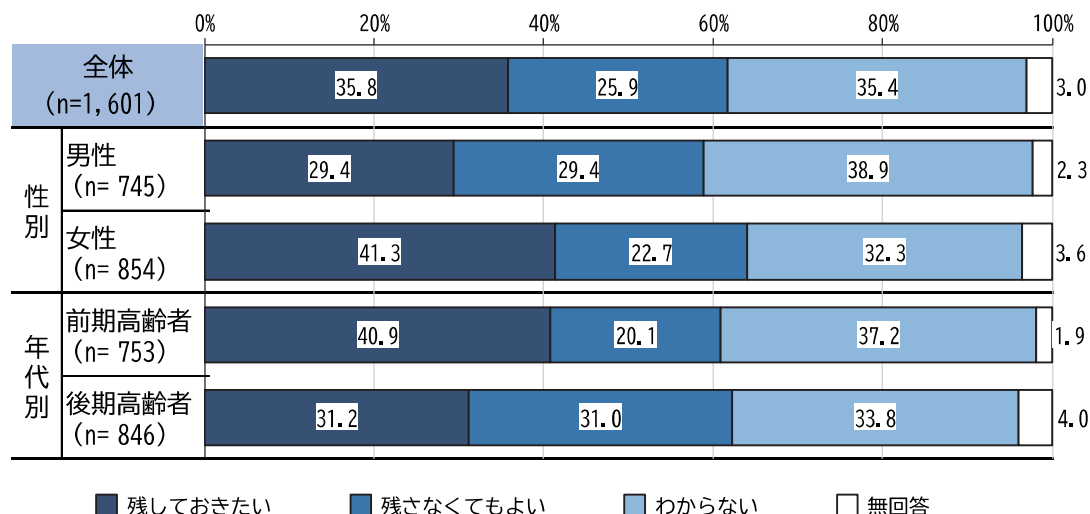
人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがあるかについては、「十分に話し合っている」が6.4%、「話し合ったことがある」が40.5%、「話し合ったことはない」が50.2%となっている。

性別でみると、男性において「話し合ったことはない」が54.2%と多くなっている。

年代別でみると、前期高齢者において「話し合ったことはない」が55.2%と多くなっている。

問 43 人生の最期について、エンディングノート※等により自分の意思を書面に残しておきたいですか。（○は1つ）

※エンディングノート：人生の最期に備えて自身の希望を書き留めておくノートのこと

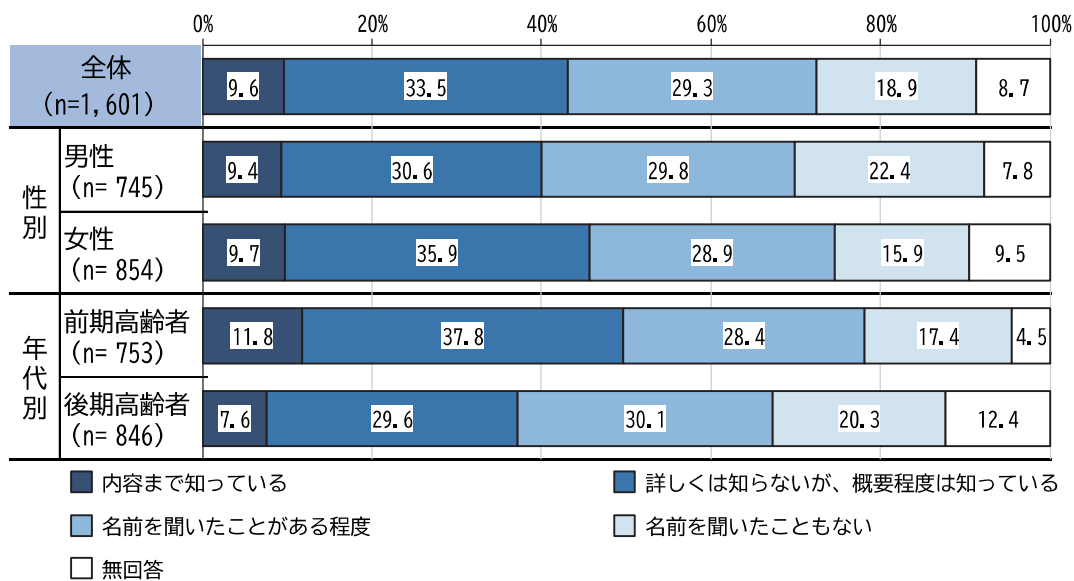


人生の最期について、エンディングノート等に自分の意思を書き残しておきたいかについては、「残しておきたい」が35.8%、「残さなくてもよい」が25.9%、「わからない」が35.4%となっている。

性別でみると、女性において「残しておきたい」が41.3%と多くなっている。

年代別でみると、前期高齢者において「残しておきたい」が40.9%と多くなっている。後期高齢者においては「残さなくてもよい」が31.0%と多くなっている。

問 75 あなたは、成年後見制度を知っていますか。（○は1つ）



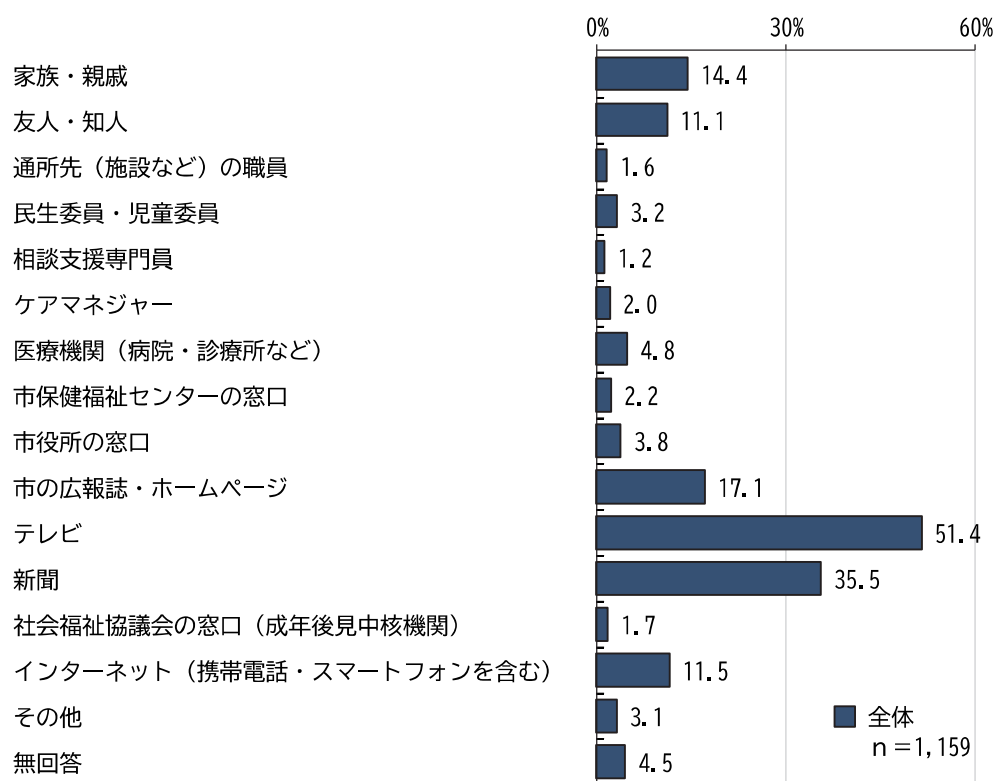
成年後見制度を知っているかについては、「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が33.5%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある程度」が29.3%、「名前を聞いたこともない」が18.9%などとなっている。

性別でみると、男性において「名前を聞いたこともない」が22.4%と多くなっている。女性においては「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が35.9%と多くなっている。

年代別でみると、前期高齢者において「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が37.8%と多くなっている。

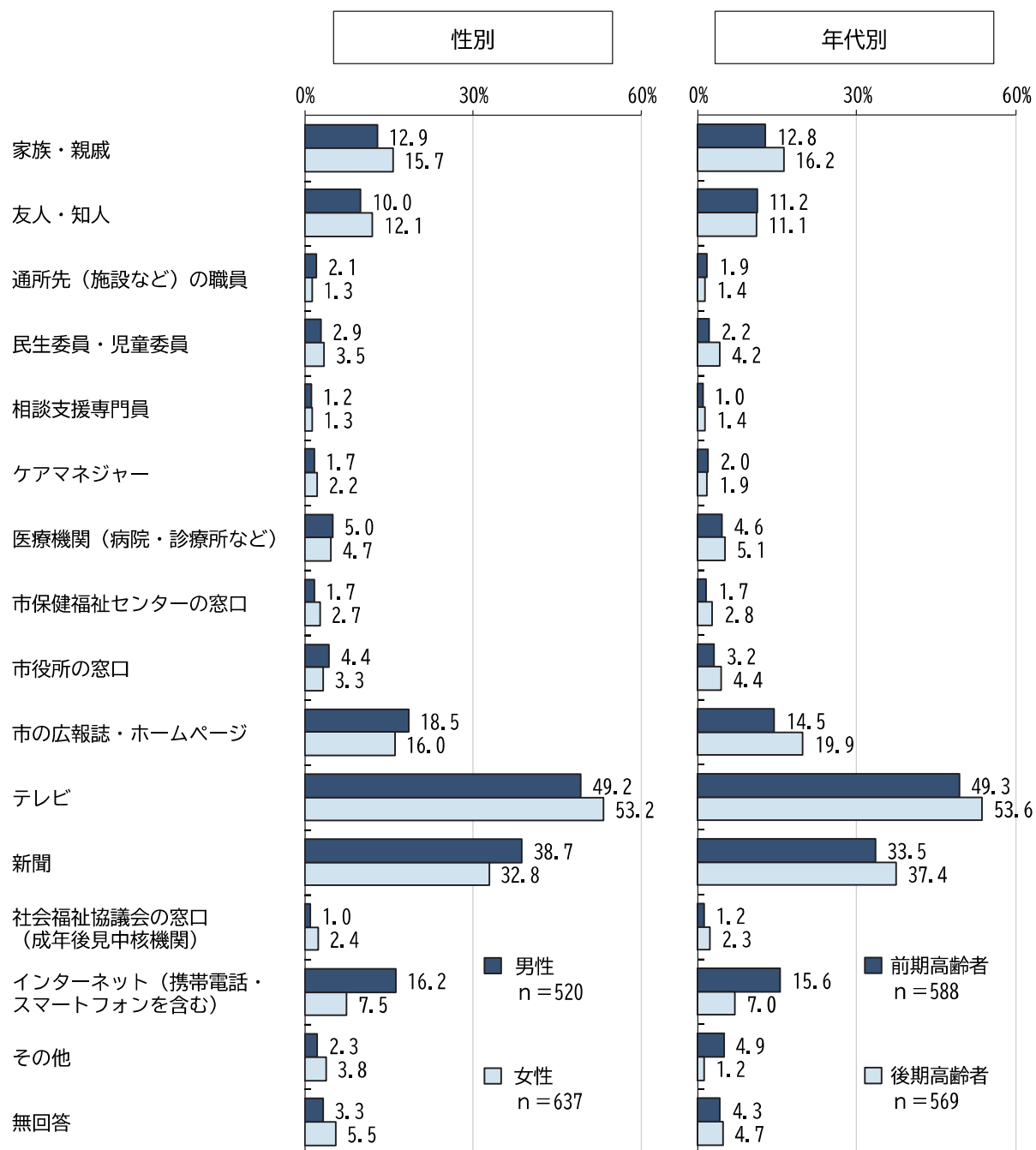
問 75 で「1」～「3」の方のみお答えください

問 75-1 あなたは、成年後見制度を、何を通して知りましたか。（〇はいくつでも）



成年後見制度を何を通して知ったかについては、「テレビ」が 51.4%と最も多く、次いで「新聞」が 35.5%、「市の広報紙・ホームページ」が 17.1%などとなっている。

【性別・年代別】

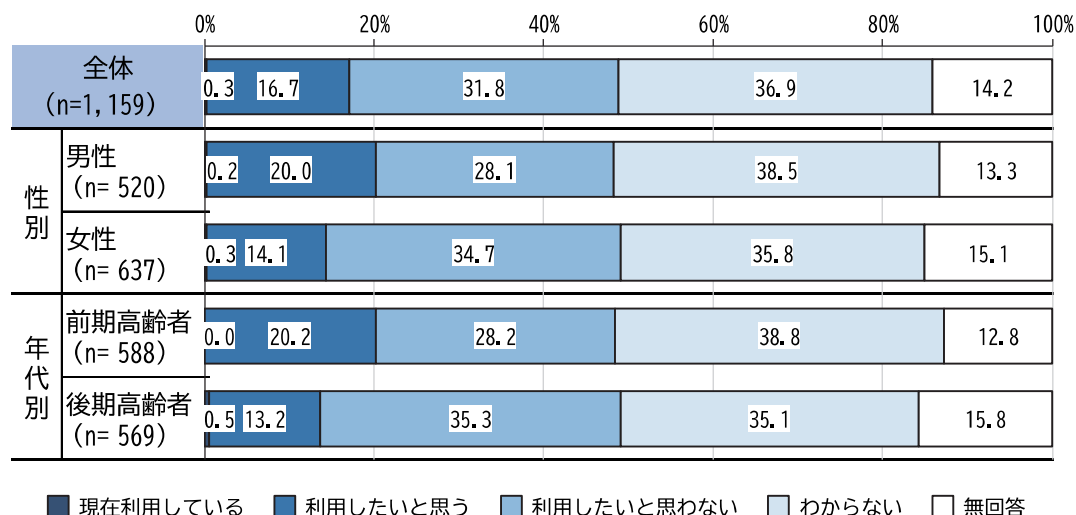


性別でみると、男性において「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が16.2%と多くなっている。女性においては「テレビ」が53.2%と多くなっている。

年代別でみると、前期高齢者において「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が15.6%と多くなっている。後期高齢者においては「市の広報紙・ホームページ」が19.9%と多くなっている。

問 75 で「1」～「3」の方のみお答えください

問 75-2 あなたが、何らかの理由により財産管理等ができなくなった場合に成年後見制度を利用したいですか。（○は1つ）

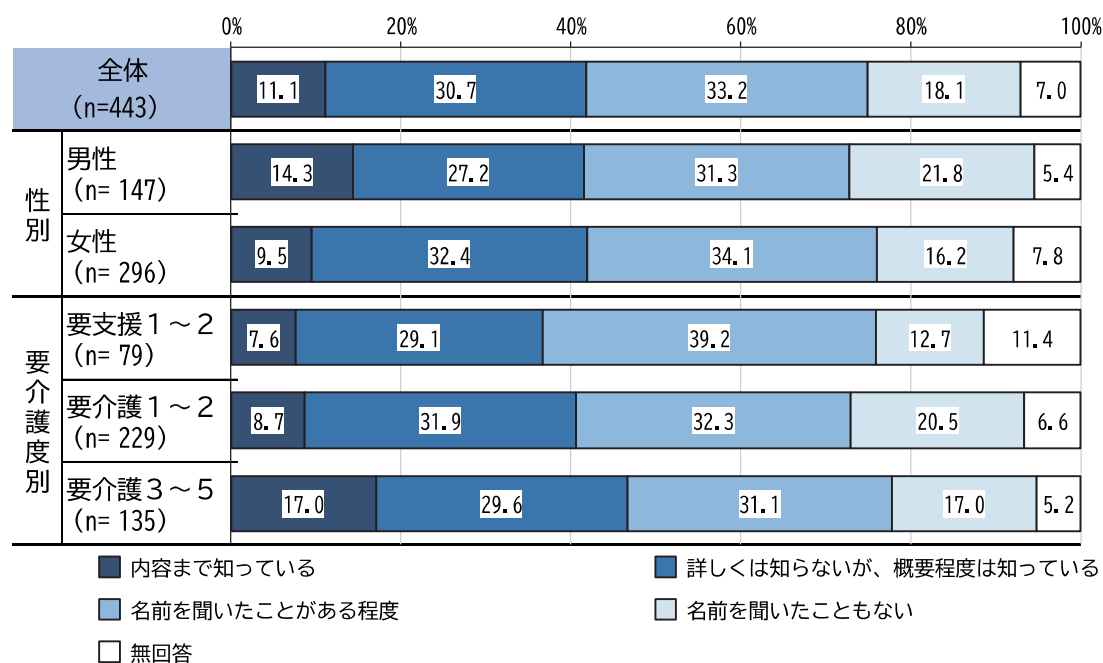


将来、成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」が36.9%と最も多く、次いで「利用したいと思わない」が31.8%、「利用したいと思う」が16.7%などとなっている。

性別でみると、女性において「利用したいと思わない」が34.7%と多くなっている。

年代別でみると、後期高齢者において「利用したいと思わない」が35.3%と多くなっている。

問7 成年後見制度を知っていますか。(〇は1つ)



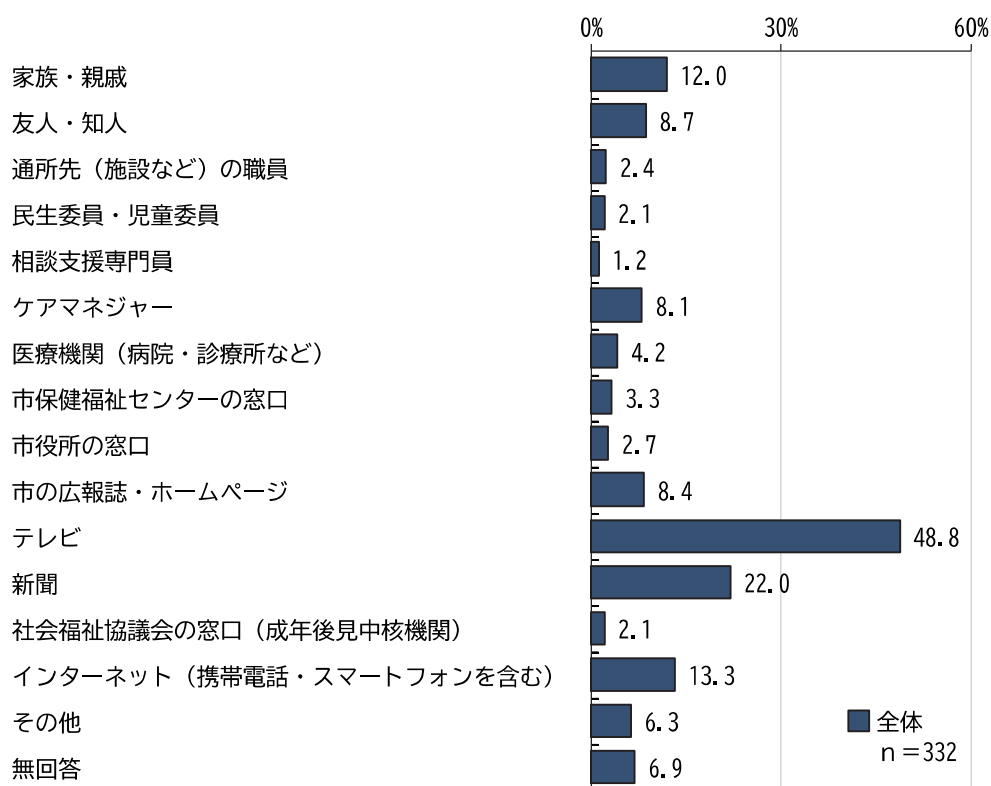
成年後見制度を知っているかについては、「名前を聞いたことがある程度」が33.2%、「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が30.7%、「名前を聞いたこともない」が18.1%などとなっている。

性別でみると、男性において「名前を聞いたこともない」が21.8%と多くなっている。女性においては「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が32.4%と多くなっている。

要介護度別でみると、要支援1～2において「名前を聞いたことがある程度」が39.2%と多くなっている。要介護3～5においては「内容まで知っている」が17.0%と多くなっている。

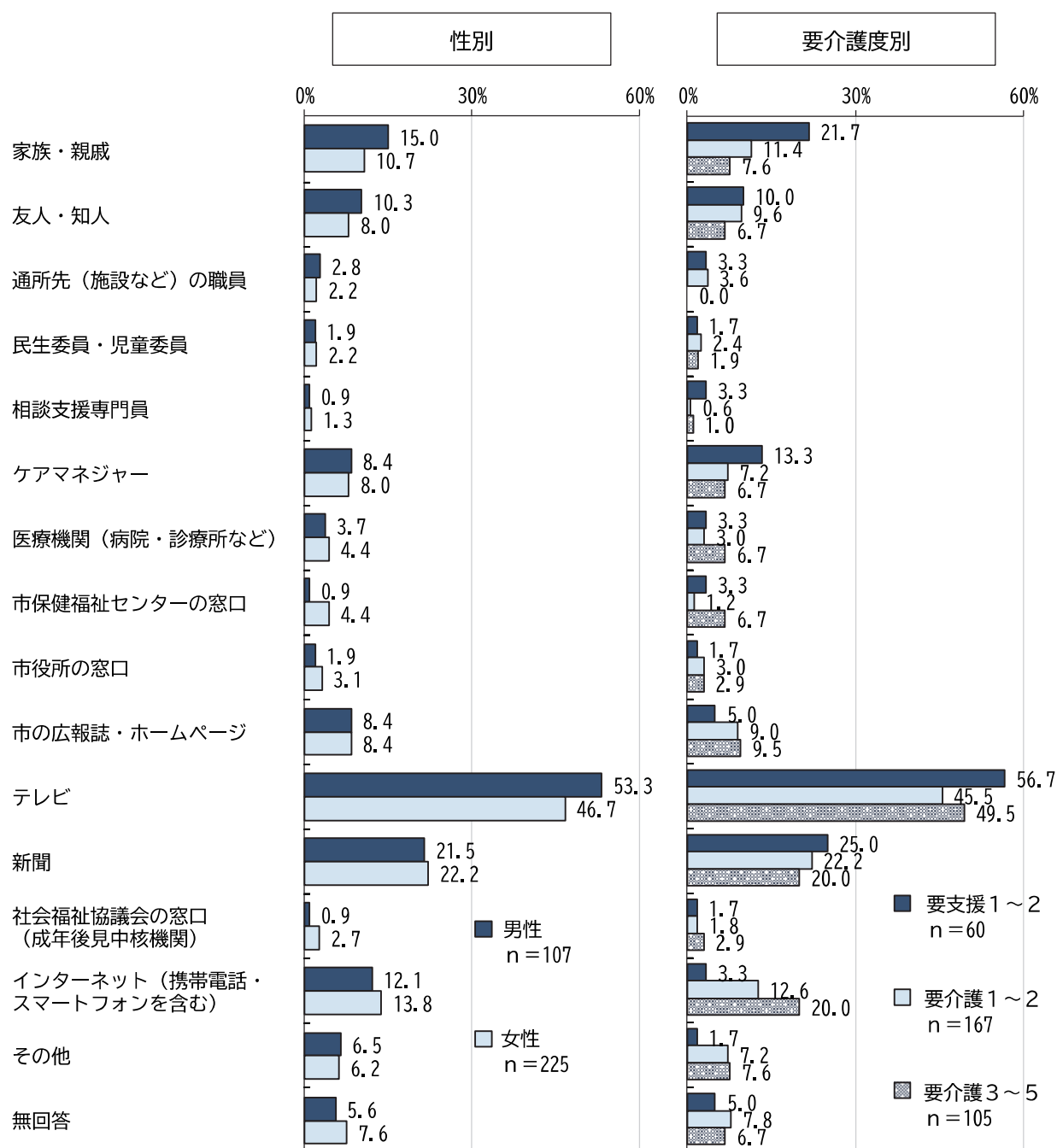
問7で「1」～「3」のいずれで回答した方のみお答えください。

問7-1 成年後見制度を、何を通して知りましたか。（〇はいくつでも）



成年後見制度を何を通して知ったかについては、「テレビ」が48.8%と最も多く、次いで「新聞」が22.0%、「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が13.3%などとなっている。

【性別・要介護度別】

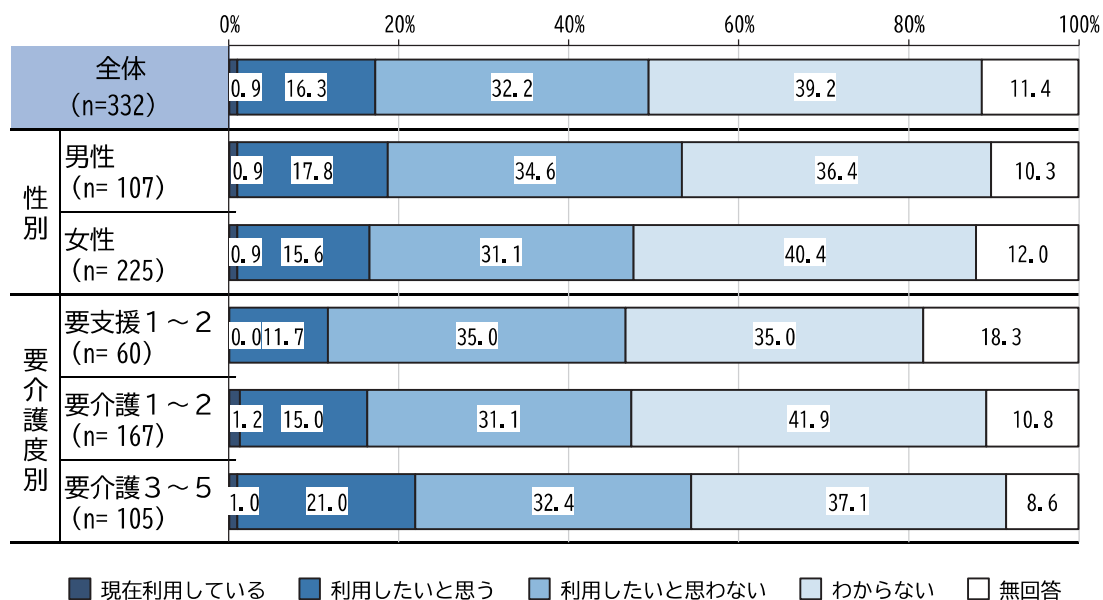


性別でみると、男性において「テレビ」が53.3%と多くなっている。

要介護度別でみると、要支援1～2において「テレビ」「家族・親戚」「ケアマネジャー」が多くなっている。要介護3～5においては「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が20.0%と多くなっている。

問7で「1」～「3」のいずれで回答した方のみお答えください。

問7-2 あなたが何らかの理由により財産管理等ができなくなった場合に成年後見制度を利用したいですか。（〇は1つ）

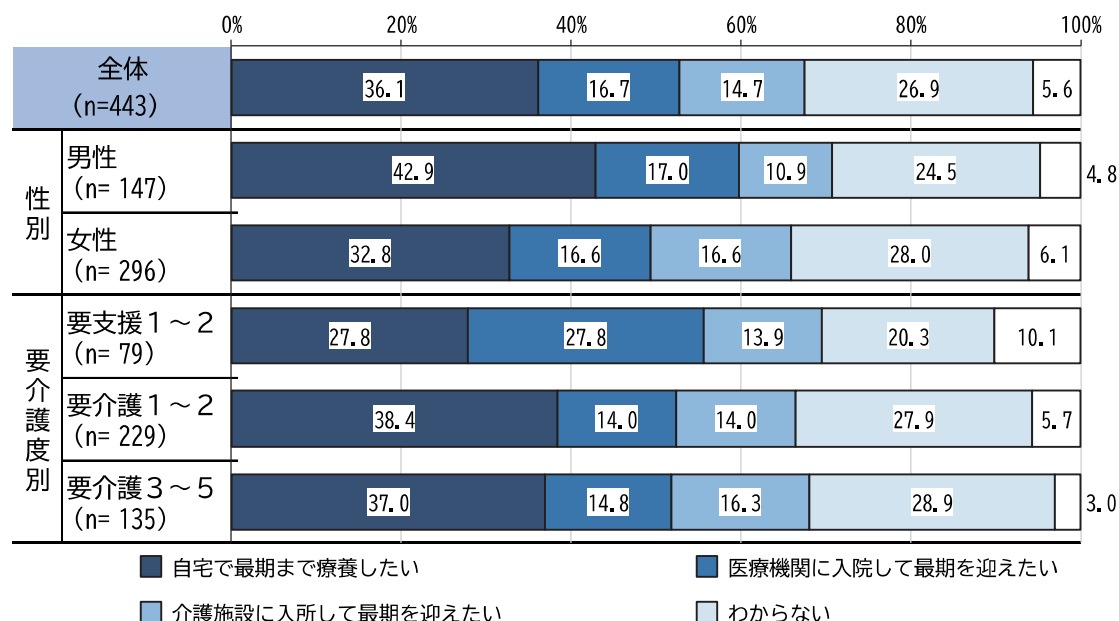


将来、成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」が39.2%、「利用したいと思わない」が32.2%、「利用したいと思う」が16.3%などとなっている。

性別でみると、大きな差異はみられない。

要介護度別でみると、要介護3～5において「利用したいと思う」が21.0%と多くなっている。

問8 人生の最期を想定した際、ご自身の過ごし方について、どのような希望をお持ちですか。
(〇は1つ)

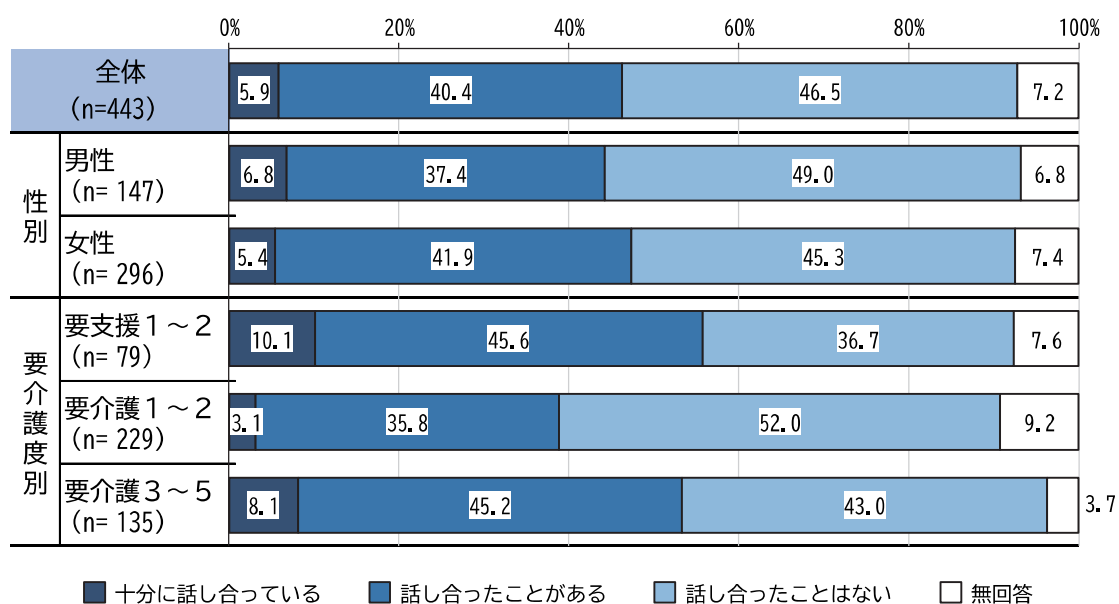


自身の人生の最期の過ごし方について、どんな希望を持っているかについては、「自宅で最期まで療養したい」が36.1%と最も多く、次いで「わからない」が26.9%、「医療機関に入院して最期を迎えたい」が16.7%などとなっている。

性別でみると、男性において「自宅で最期まで療養したい」が42.9%と多くなっている。女性においては「介護施設に入所して最期を迎えたい」が多くなっている。

要介護度別でみると、要支援1～2において「医療機関に入院して最期を迎えたい」が27.8%と多くなっている。

問9 人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことはありますか。（延命治療、財産管理、葬儀のこと等）（○は1つ）



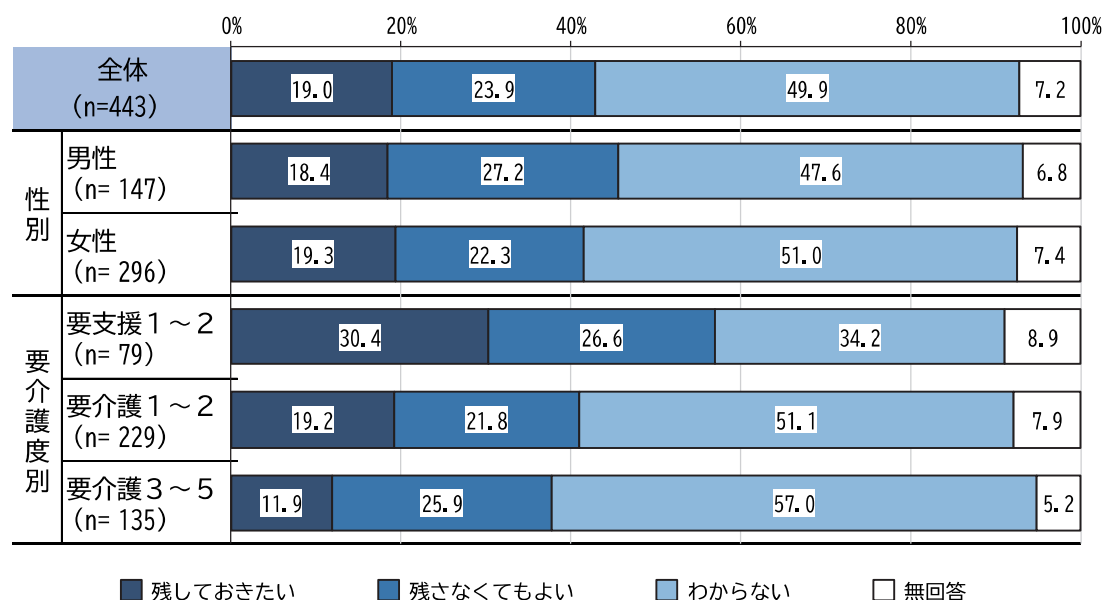
人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがあるかについては、「十分に話し合っている」が5.9%、「話し合ったことがある」が40.4%、「話し合ったことはない」が46.5%となっている。

性別でみると、女性において「話し合ったことがある」が41.9%と多くなっている。

要介護度別でみると、要支援1～2において「十分に話し合っている」が10.1%と多くなっている。要介護1～2においては「話し合ったことはない」が52.0%と多くなっている。

問 10 人生の最期について、エンディングノート※等により自分の意思を書面に残しておきたいですか。(〇は1つ)

※エンディングノートとは、人生の最期に備えて自身の希望を書き留めておくノートです。



人生の最期について、エンディングノート等に自分の意思を書き残しておきたいかについては、「残しておきたい」が19.0%、「残さなくてもよい」が23.9%、「わからない」が49.9%となっている。

性別でみると、男性において「残さなくてもよい」が27.2%と多くなっている。女性においては「わからない」が51.0%と多くなっている。

要介護度別でみると、要支援1～2において「残しておきたい」が30.4%と多くなっている。

問 41 人生の最期を想定した際、ご自身の過ごし方について、どのような希望をお持ちですか。
(○は1つ)

	令和4年度 (n=1,620)	令和7年度 (n=1,601)
自宅で最期まで療養したい	42.2	39.5
医療機関に入院して最期を迎えたい	15.2	14.9
介護施設に入所して最期を迎えたい	10.7	11.5
わからない	29.9	30.9
無回答	2.0	3.2

問 42 人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがありますか。(延命治療、財産管理、葬儀のこと等) (○は1つ)

	令和4年度 (n=1,620)	令和7年度 (n=1,601)
十分に話し合っている	6.0	6.4
話し合ったことがある	44.6	40.5
話し合ったことはない	47.7	50.2
無回答	1.7	2.9

問 43 人生の最期について、エンディングノート※等により自分の意思を書面に残しておきたいですか。(○は1つ)

	令和4年度 (n=1,620)	令和7年度 (n=1,601)
残しておきたい	36.7	35.8
残さなくてもよい	30.3	25.9
わからない	30.2	35.4
無回答	2.8	3.0

5 地域での活動について

問 44 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。
(○はそれぞれ1つずつ)

①ボランティアのグループ

	令和4年度 (n=1,620)	令和7年度 (n=1,601)
週4回以上	0.1	0.3
週2～3回	0.7	0.8
週1回	0.6	0.9
月1～3回	4.1	4.7
年に数回	13.5	9.6
参加していない	69.8	53.2
無回答	11.1	30.5

問 75 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(○は1つ)

	令和4年度 (n=1,620)	令和7年度 (n=1,601)
内容まで知っている	10.4	9.6
詳しくは知らないが、概要程度は知っている	33.0	33.5
名前を聞いたことがある程度	29.1	29.3
名前を聞いたこともない	20.9	18.9
無回答	6.6	8.7

問 75 で「1」～「3」の方のみお答えください

問 75-1 あなたは、成年後見制度を、何を通して知りましたか。(○はいくつでも)

	令和4年度 (n=1,175)	令和7年度 (n=1,159)
家族・親戚	13.2	14.4
友人・知人	11.3	11.1
通所先(施設など)の職員	1.7	1.6
民生委員・児童委員	3.8	3.2
相談支援専門員	1.4	1.2
ケアマネジャー	1.8	2.0
医療機関(病院・診療所など)	4.6	4.8
市保健福祉センターの窓口	2.9	2.2
市役所の窓口	3.1	3.8
市の広報誌・ホームページ	16.5	17.1
テレビ	52.8	51.4
新聞	37.6	35.5
社会福祉協議会の窓口(成年後見中核機関)	2.0	1.7
インターネット(携帯電話・スマートフォンを含む)	9.5	11.5
その他	5.3	3.1
無回答	3.8	4.5

問 75 で「1」～「3」の方のみお答えください

問 75-2 あなたが、何らかの理由により財産管理等ができなくなった場合に成年後見制度を利用したいですか。(○は1つ)

	令和4年度 (n=1,175)	令和7年度 (n=1,159)
現在利用している	0.2	0.3
利用したいと思う	14.0	16.7
利用したいと思わない	34.6	31.8
わからない	34.7	36.9
無回答	16.4	14.2

問7 成年後見制度を知っていますか。（○は1つ）

	令和4年度 (n=441)	令和7年度 (n=443)
内容まで知っている	9.1	11.1
詳しくは知らないが、概要程度は知っている	28.1	30.7
名前を聞いたことがある程度	32.9	33.2
名前を聞いたこともない	20.2	18.1
無回答	9.8	7.0

問7で「1」～「3」のいずれで回答した方のみお答えください。

問7-1 成年後見制度を、何を通して知りましたか。（○はいくつでも）

	令和4年度 (n=309)	令和7年度 (n=332)
家族・親戚	12.0	12.0
友人・知人	9.1	8.7
通所先（施設など）の職員	1.3	2.4
民生委員・児童委員	1.3	2.1
相談支援専門員	1.3	1.2
ケアマネジャー	6.1	8.1
医療機関（病院・診療所など）	2.9	4.2
市保健福祉センターの窓口	3.2	3.3
市役所の窓口	4.2	2.7
市の広報誌・ホームページ	12.3	8.4
テレビ	46.9	48.8
新聞	31.1	22.0
社会福祉協議会の窓口（成年後見中核機関）	0.6	2.1
インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）	16.8	13.3
その他	6.1	6.3
無回答	4.9	6.9

問7で「1」～「3」のいずれで回答した方のみお答えください。

問7-2 あなたが何らかの理由により財産管理等ができなくなった場合に成年後見制度を利用したいですか。（○は1つ）

	令和4年度 (n=309)	令和7年度 (n=332)
現在利用している	1.9	0.9
利用したいと思う	12.0	16.3
利用したいと思わない	32.4	32.2
わからない	37.2	39.2
無回答	16.5	11.4

問8 人生の最期を想定した際、ご自身の過ごし方について、どのような希望をお持ちですか。
(○は1つ)

	令和4年度 (n=441)	令和7年度 (n=443)
自宅で最期まで療養したい	36.1	36.1
医療機関に入院して最期を迎えたい	13.2	16.7
介護施設に入所して最期を迎えたい	12.2	14.7
わからない	32.7	26.9
無回答	5.9	5.6

問9 人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことはありますか。(延命治療、財産管理、葬儀のこと等) (○は1つ)

	令和4年度 (n=441)	令和7年度 (n=443)
十分に話し合っている	4.8	5.9
話し合ったことがある	38.8	40.4
話し合ったことはない	51.0	46.5
無回答	5.4	7.2

問10 人生の最期について、エンディングノート※等により自分の意思を書面に残しておきたいですか。(○は1つ)

	令和4年度 (n=441)	令和7年度 (n=443)
残しておきたい	18.6	19.0
残さなくてもよい	24.5	23.9
わからない	51.7	49.9
無回答	5.2	7.2

問11 介護保険制度をよりよいものにするためには、どのような対策が必要だと思いますか。
(○はいくつでも)

	令和4年度 (n=441)	令和7年度 (n=443)
在宅での介護を支えるための施策の充実	52.6	44.5
特別養護老人ホームなどの入所施設の増設	53.7	49.9
短期間の入所をして集中的にリハビリ等を行い、在宅復帰を目指す施設の増設	29.7	26.6
介護予防事業の充実	25.4	19.9
介護保険サービスを担う人材の育成およびその資質の向上	37.4	38.1
介護保険サービスに関する情報提供の充実	28.3	26.6
介護ボランティアの育成・活動支援を通じた地域の支え合いの充実	17.9	20.5
その他	1.4	1.6
無回答	10.0	10.4

社会保険審議会 介護保険部会（第135回）		参考資料 1
令和8年6月29日		

社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持つこととします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活が続けるよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**

対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。**

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする



1.(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、**成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要**となっています。

見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- **権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施**
- **地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備**

などに取り組むことを促します。また、

- **地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「地域権利擁護相談支援センター」や情報交換・連携体制の整備を担う会議体の設置を法定化するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。**

